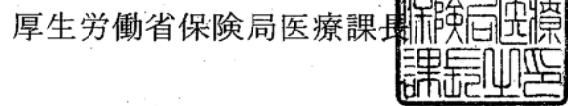


保医発0322第1号
平成24年3月22日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 } 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 }



「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置
及び指導監査について（通知）」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）」の一部改正については、本日付け付保発0322第3号をもって通知されたところであるが、これに関連する事項については、下記のとおり改正することとしたので、関係者に対し周知徹底を図るととともに、その実施に遺漏のないようご配慮願いたい。

記

1 改正の内容

- (1) 「1 審査要領」中「都道府県知事」を「全国健康保険協会都道府県支部長、都道府県知事又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等」に、「を参考にして」を「に基づき」に改める。
- (2) 「2 受領委任の取扱いの中止」中「保険主管課（部）」を「地方厚生（支）局長」に、「衛生主管部（局）及び厚生省保険局医療課」を「厚生労働省保険局医療課」に改める。
- (3) 別紙を次のとおり改める。

別紙

柔道整復療養費審査委員会の審査要領

健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。

特に 7、8 及び 9 については、施術所ごと又は請求団体ごとに 3 部位以上の施術、3 ヶ月を超える施術や月 10 回以上の施術等の傾向があるものを分析するなど、重点的に審査するものとする。

また、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、必ず重点的に審査するものとする。

- 1 負傷名及び算定部位のこと。
- 2 初検料及び時間外加算等の算定のこと。
- 3 往療料の算定のこと。
- 4 再検料の算定のこと。
- 5 近接部位の算定のこと。
- 6 温罨法、冷罨法及び電療料の加算の算定のこと。
- 7 多部位施術の算定のこと。
- 8 長期施術の算定のこと。
- 9 頻回施術のこと。
- 10 施術情報提供料の算定のこと。

新	旧
<p>保医発0322第1号 平成24年3月22日</p> <p>地方厚生（支）局医療課長</p> <p>都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長</p> <p>都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長</p>	<p>保 险 発 第 1 3 9 号 平成11年10月20日</p> <p>都道府県民生主管部（局）保険主管課（部）長 殿</p> <p>国民健康保険主管課（部）長 殿</p>
<p>厚生労働省保険局医療課長</p> <p>「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）」の一部改正について</p> <p>「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）」の一部改正については、本日付け付保発0322第1号をもって通知されたところであるが、これに関連する事項については、下記のとおり改正することとしたので、関係者に対し周知徹底を図るととともに、その実施に遺漏のないようご配慮願いたい。</p>	<p>厚生省保険局医療課長</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）</p> <p>標記については、平成11年10月20日付老発第683号・保発第145号をもって通知されたところであるが、これに関連する事項について、さらに下記のとおり実施されたい。</p>
<p>記</p> <p>1 審査要領</p> <p>全国健康保険協会都道府県支部長、都道府県知事又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等は、柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱に基づく審査要領を別紙に基づき定めること。</p> <p>2 受領委任の取扱いの中止</p> <p>地方厚生（支）局長は、柔道整復師による療養費の請求内容に不正又</p>	<p>記</p> <p>1 審査要領</p> <p>都道府県知事は、柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱に基づく審査要領を別紙を参考にして定めること。</p> <p>2 受領委任の取扱いの中止</p> <p>保険主管課（部）は、柔道整復師による療養費の請求内容に不正又は</p>

は著しい不当の事実が認められた場合は、速やかに受領委任の取扱いを中止する措置を行うとともに、その旨を厚生労働省保険局医療課まで連絡すること。

別紙

柔道整復療養費審査委員会の審査要領

健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。

特に7、8及び9については、施術所ごと又は請求団体ごとに3部位以上の施術、3ヶ月を超える施術や月10回以上の施術等の傾向があるものを分析するなど、重点的に審査するものとする。

また、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、必ず重点的に審査するものとする。

- 1 負傷名及び算定部位に関すること。
- 2 初検料及び時間外加算等の算定に関すること。
- 3 往療料の算定に関すること。
- 4 再検料の算定に関すること。
- 5 近接部位の算定に関すること。
- 6 溫罨法、冷罨法及び電療料の加算の算定に関すること。

著しい不当の事実が認められた場合は、速やかに受領委任の取扱いを中止する措置を行うとともに、その旨を衛生主管部（局）及び厚生省保険局医療課まで連絡すること。

別紙

柔道整復療養費審査委員会の審査要領（参考例）

健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び老人保健法に基づく柔道整復師の施術に係る療養費（老人保健法にあっては医療費）の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。ただし、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、必ず重点的に審査するものとする。

- 1 負傷名及び算定部位に関すること。
- 2 初検料及び時間外加算等の算定に関すること。
- 3 往療料の算定に関すること。
- 4 再検料の算定に関すること。
- 5 近接部位の算定に関すること。
- 6 溫罨法、冷罨法及び電療料の加算の算定に関すること。

- | | |
|---|---|
| <p>7 多部位施術の算定に関すること。</p> <p>8 長期施術の算定に関すること。</p> <p>9 <u>頻回施術に関するこ</u>と。</p> <p><u>10 施術情報提供料の算定に関するこ</u>と。</p> | <p>7 多部位施術の算定に関するこ</p> <p>8 長期施術の算定に関するこ</p> <p>9 施術情報提供料の算定に関するこ</p> |
|---|---|

- 7 多部位施術の算定に関するこ 8 長期施術の算定に関するこ 9 施術情報提供料の算定に関するこ |